

## 人員に関する基準

### 1 管理者

#### 基準

(前略)指定訪問看護ステーションごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

【基準条例第 66 条第 1 項】

#### 事例

- ✓ 管理者が、当該事業所の看護職員及び同一敷地内にある他の事業所の管理者を兼務していた。

#### 指導・ポイント

- 管理者の勤務について検討すること。

## 運営に関する基準

### 1 利用料等の受領

#### 基準

指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

【基準条例第 70 条第 1 項】

#### 事例

- ✓ 記録の不備により、実際のサービス提供内容と請求内容に差異が生じていた。

#### 指導・ポイント

- 適切な請求を行うこと。

## 2 訪問看護計画

### 基準

看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた訪問看護計画書を作成しなければならない。

看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

【基準条例第 74 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項】

なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

【基準省令解釈通知第 3 の三の 3 の(5)④】

### 事例

✓ (訪問看護計画書を「利用者用」と「主治医、居宅介護支援事業者用」の 2 種類作成しているケースで、)「主治医、居宅介護支援事業者用」は利用者又はその家族の同意を得ていなかった。

✓ また、「利用者用」の訪問看護計画書については、目標に対する期間の明記もなく、状態が変わらなければ、居宅サービス計画書が変更されても訪問看護計画書を変更しなかった。

### 指導・ポイント

- 訪問看護計画書は全て利用者の同意を得ること。
- 訪問看護計画の目標を明確にし、課題及び期間を記載し、期間が過ぎた場合は、訪問看護計画の見直しを行うこと。期間の設定については、居宅サービス計画に記載された期間に留意すること。
- 居宅サービス計画が変更された場合は、訪問看護計画も居宅サービス計画に沿うよう変更すること。

## 3 掲示

### 基準

指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 79 条 (第 34 条の準用)】

### 事例

✓ 掲示していなかった。

### 指導・ポイント

- 掲示すること。

## 4 苦情処理

### 基準

指定訪問看護事業者は、その提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

【基準条例第 79 条 (第 38 条第 1 項の準用)】

(前略)「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、(中略)事業所に掲示すること等である。

【基準省令解釈通知第 3 の三の 3 (23)①】

### 事例

- ✓ 事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要が掲示されていない。

### 指導・ポイント

- 掲示すること。

## 介護報酬

### 1 2 人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合の加算

### 基準

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ (省略)

ハ (省略)

【報酬告示別表 3 イ及びロ注 5 厚生労働大臣が定める基準】

### 事例

- ✓ 1 人の看護師等による介護が困難と認められる理由及び利用者又はその家族等の同意が確認できなかった。

### 指導・ポイント

- 1 人の看護師等による介護が困難と認められる理由を明記し、利用者又はその家族等から同意を得て実施すること。

<b>2</b>	<b>緊急時訪問看護加算</b>
<p><b>基準</b></p> <p>緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が<u>訪問看護を受けようとする者に対して</u>、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う場合には当該加算を算定する旨を説明し、<u>その同意を得た場合</u>に加算する。 【報酬告示留意事項通知第 2 の 4 (15) ①】</p> <p><b>事例</b></p> <p>✓ 同意が確認できないものがあった。</p> <p><b>指導・ポイント</b></p> <p>➢ 当該加算を算定する旨の説明をした際には、必ず同意を得ること。</p>	

<b>3</b>	<b>看護体制強化加算</b>
<p><b>基準</b></p> <p>(前略)実利用者数は、前 3 月間において、当該事業所が提供する訪問看護を 2 回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を 2 回以上算定した者であっても、1 として数えること。(後略) 【報酬告示留意事項通知第 2 の 4 (23)③】</p> <p><b>事例</b></p> <p>✓ 実利用者数の計算を 3 月間の合計で算出していた。</p> <p><b>指導・ポイント</b></p> <p>➢ 算出方法を見直し、要件に沿った計算を行うこと。</p>	

<b>4</b>	<b>サービス提供体制強化加算</b>
<p><b>基準</b></p> <p>指定訪問看護事業所の全ての看護師等(中略)に対し、<u>看護師等ごとに研修計画を作成し</u>、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 【報酬告示別表 3 厚生労働大臣が定める基準イ】</p> <p>(前略)看護師等ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。 【報酬告示留意事項通知第 2 の 4 (24) (第 2 の 3 の (7) ①を参照)】</p> <p><b>事例</b></p> <p>✓ 看護師等ごとの計画を作成していなかった。</p> <p><b>指導・ポイント</b></p> <p>➢ <u>看護師等ごとに</u>、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。</p>	